

参加表明・一次審査に関する質疑書

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
1	募集要項 P2	2. 事業の概要 (9) 支払条件について 年度の部分払いの回数は何回まで可能でしょうか。	設計施工契約書（案）の第60条を参照してください。
2	募集要項 P3	参加資格の参加者の構成等について、市内企業を2社含む共同企業体での参加は可能でしょうか。	募集要項3ページに記載のとおり、設計企業の複数参画は可能ですが、複数の市内企業による共同企業体での参画は不可です。
3	募集要項 P3	5. 参加資格 (1) 参加者の構成 ア⑥について 『共同企業体の構成員の制限として、各構成員の出資比率は20%以上とします。ただし、設計企業の最低出資比率の制限は設けず. . .』とありますが、この最低限度比率は全体金額の20%でしょうか。全体金額から設計企業分を除いた金額（施工業務費）の20%でしょうか。	設計業務費を含む提案価格全体の20%以上です。
4	募集要項 P3, P5	施工業者の構成員すべてが参加資格要件を満たしていないといけないでしょうか。代表者のみ満たしていれば宜しいでしょうか。	募集要項3ページの参加資格要件は代表者、構成員ともに満たす必要があります。5ページ施工業務に係る要件については、代表者のみが満たすべき条件を記載しています。
5	募集要項 P5	5(4)ア②「業務別の参加資格」について 小学校の部、中学校の部を含む特別支援学校の設計業務の実績も評価対象として頂けるのでしょうか。	小学校の部や中学校の部を含む特別支援学校は、小学校・中学校と類似する用途とみなし、設計業務の評価対象とします。
6	募集要項 P5	複数の設計企業が参画した場合、5(5)ウの資格を有する設計管理技術者及び設計主任担当者を配置する設計会社が5(4)ア①②③の条件を満たしていれば、設計業務の構成員は、5(4)ア①の条件を満たしていればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項 P5	ア②基本設計及び実施設計を元請として履行したとの記載がございますが、基本設計、実施設計いずれかの実績を有していればよろしいでしょうか。	基本設計、実施設計の両方の実績が必要です。
8	募集要項 P6	一次審査の評価対象ではない施工主任担当者について、申請後、着工まで約2年ありますが、変更は可能でしょうか。	募集要項8ページに記載する資格を持つことを条件に、変更は可能です。
9	募集要項 P7	統括責任者は、常駐する必要がないと考えて、よろしいのでしょうか。	常駐は必須ではありません。
10	募集要項 P7	コスト管理責任者の配置について、国又は地方公共団体が発注する工事の新築、増築、改築の現場代理人経験を有することありますが、経験時期の制限はありますか。	時期の制限はありません。
11	募集要項 P7	設計管理技術者と建築工事監理業務管理技術者の兼務は可能であると考えてよろしいでしょうか。	不可です。
12	募集要項 P7	実施体制に関して、設計管理技術者と工事監理業務管理技術者の兼任は可能でしょうか。	不可です。

参加表明・一次審査に関する質疑書

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
13	募集要項 P7	5(5)「実施体制」について 3つ以上の兼任は不可とのことですが、電気設備設計主任担当者と機械設備設計主任担当者を兼任した場合、電気設備もしくは機械設備の工事監理業務主任担当者の兼任は不可ということでしょうか。	左記は3つの兼任となるため不可です。兼任は2つまでとしてください。
14	募集要項 P7 要求水準書 P44	募集要項(P7)では「建築(総合)設計主任担当者と建築工事監理業務主任担当者の兼任は認める」とありますが、要求水準書(P44)オ-6-③では「受注者は設計業務担当者とは別人格であり、あくまでも、第三者の立場・視点に立って業務を遂行すること」とあります。 改めて担当配置の考え方についてご提示願います。	要求水準書44ページに記載の通り、「第三者の立場・視点に立って業務を遂行する」としていますので、これを満たす体制をご提案ください。
15	募集要項 P8	5(5)キ②について 電気設備工事監理業務主任担当者と機械設備工事監理業務主任担当者の資格条件は、二者のうちいずれかは設計設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士の「いずれかの資格」を有すること、と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
16	募集要項 P9	参加表明・一次審査に関する質疑への回答日程について、質疑No. 7、38の回答により様式4-2、4-3へ記載する内容を検討致します。 回答については4月25日以前に頂けませんでしょうか。	4月25日以前に回答することはできません。
17	募集要項 P9	技術提案審査結果の通知日について、令和5年10月中旬となっておりますが、具体的な日程は教えて頂けますでしょうか。	現時点では未定です。
18	募集要項 P10	評価結果の公表ならびに仮契約締結の日程について、令和5年10月下旬予定となっておりますが、具体的な日程は教えて頂けますでしょうか。	現時点では未定です。
19	募集要項 P10	本契約締結の日程について、和泉市議会の議決により、令和5年12月予定となっておりますが、具体的な日程は教えて頂けますでしょうか。	現時点では未定です。
20	募集要項 P11	現地確認について、複数回の調査は可能でしょうか。	不可です。
21	募集要項 P11	8. 現地確認について 現地確認を技術対話の実施前及び技術提案書提出前にも可能でしょうか。	不可です。
22	募集要項 P11	9(1)イについて 質疑回答は全社に通知していただける、と理解してよろしいですか。	お見込みの通りです。なお、市のホームページにも掲載します。
23	募集要項 P11	10(1)アについて「郵送による提出の場合は、書留郵便とし」とありますが、配達記録の残る宅配便等での送付でもよろしいですか。	不可です。

参加表明・一次審査に関する質疑書

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
24	募集要項 P12	提出書類の「オ 参加資格・実績体制審査に関する実績を確認できる資料」について、業務内容が十分に確認できれば、実績の証明として提出する書類はバブデイスの業務カルテのみでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	募集要項 P12	10. (1) (エ)に「記載のPDF形式に変換せず」と記載がありますが、PDF形式に変換しない資料は、具体的にどの資料を指しているのでしょうか。	様式の指定は、様式集_様式0_様式リストに記載しています。
26	様式集 様式0	様式4-2参加資格確認書と様式4-3実績・体制審査の要件を満たす実績が同一の場合、提出する資料は一つでよろしいでしょうか。もしくはそれぞれの根拠資料として提出が必要でしょうか。	提出資料は1つで構いません。
27	様式集 様式4-1	参加表明書には共同企業体の構成員とならない協力企業の記載の必要はない、と理解してよろしいですか。	お見込みの通りです。
28	様式集 様式4-2	参加資格確認書（施工業務）について、代表者以外の構成員は作成が必要でしょうか。作成が必要であれば、代表者以外の構成員は②aの実績が必要なければ記載不要でしょうか。	代表者以外の構成員も作成が必要です。なお、②aの欄の記載は不要です。
29	様式集 様式4-3	実績・体制審査に係る提案書（参加者の業務実績）施工業務の実績について、代表者以外の構成員は実績が必要なければ記載不要でしょうか。	記載不要です。
30	様式集 様式4-3	配置予定者が工事着工時においてやむを得ない事情により、配置できなくなった場合、同等資格を持つ者を別に配置することで問題ないでしょうか。	募集要項14ページに記載の通り、「同等以上の者として本市が認める者」とします。同等の資格に限るものではありません。
31	様式集 様式4-3	実績・体制審査に係る提案書について、様式4-3に現場代理人等の配置予定技術者を記載して提出しますが、現段階で複数候補者がいる場合、複数名で提出をしてもよいのでしょうか。ご教示ねがいます。	不可です。
32	様式集 様式4-3	本事業による施工時期が翌年度以降となっております。申請時に提出する技術者は複数名でも可能でしょうか。	不可です。
33	様式集 様式5	特定建設工事共同企業体協定書（案）について、施工業務と設計企業とで共同企業体を組成した場合、（構成員の出資割合）は施工業務は比率で記載しますが、設計業務をどのように記載すれば宜しいでしょうか。	設計企業と施工企業による共同企業体を組成する場合は、甲型と乙型の併用となります。その場合は、〈様式5〉特定建設工事共同企業体協定書（案）の第8条を「出資比率および役割分担」としていただき、各社が分担する業務を記載してください。
34	様式集 様式7-6	枚数規定として、A3版1枚以内と記載がありますが、規定枚数を超える提案書を提出することは可能でしょうか。またその場合、どのような評価の扱いを受けますでしょうか。	規定枚数を超えることは不可です。規定枚数を超えた場合は、募集要項21ページ15の規定により失格とします。

参加表明・一次審査に関する質疑書

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
35	様式集 様式7-6	提案書の様式について、レイアウトや見やすさに配慮して、枠線を削除するなどの変更は可能でしょうか。	枠線の削除は不可とします。ただし、募集要項15ページに記載の通り、左側20mm以上の余白を確保したうえで、枠線位置は調整することは可能です。
36	様式集 7-6-9, 10	設備計画はA3判2枚以内が規定枚数でしょうか。	A3判2枚としてください。
37	評価基準 別表1	企業実績：a. 参加者の設計業務の実績について。 現在、義務教育学校の設計・工事監理の一括契約の業務を受託しております。 実施設計までは完了済みですが、監理業務については現在履行中です。 この場合、添付資料としては、設計が完了していることを示す書類として、計画通知の確認済証の写しを考えていますよろしいでしょうか。	実施設計業務が完了（確認済証の交付等）していれば、問題ありません。
38	評価基準 別表1	企業の設計業務実績、配置技術者の設計業務に従事した実績について、基本設計、実施設計いずれかの実績を有していればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
39	評価基準 別表1	「配置技術者の実績」について 携わった立場が、主任技術者あるいは担当技術者のどちらでも同じ評価をして頂けるのでしょうか。	同じ評価となります。
40	評価基準 別表1	実績・体制審査基準 配置技術者の実績について 評価基準に該当する工事については全工期に従事する必要があるのか確認いただきたいです。	「全工期の従事」は必須ではありませんが、当該工事の主たる担当者として従事した実績は必要です。 主たる担当者として従事した期間が明確に確認できれば、その他附帯工事期間の実績は不要とします。
41	評価基準 別表1	「a統括責任者の実務実績」の評価について、件数2件分を評価するが、(ア)に該当する実績が2件ある場合((イ)に該当する実績がなくても)、2点満点を獲得できるという解釈でよろしいのでしょうか。	お見込みの通りです。
42	評価基準 別表1	統括責任者の業務実績において、ア、イの双方の条件に合致する工事実績を有している予定者を配置することができれば、2点の配点となりますでしょうか。 例：延べ床10,000㎡以上の市町村発注の小学校の施工実績	1件につき1点となりますので、左記の例は1点となります。
43	評価基準 別表1	a統括責任者の業務実績について 「件数2件」というのはア・イそれぞれ1件ずつなのか、またはア若しくはイのどちらかで2件あれば良いのでしょうか。 「B設計管理技術者の業務実績」でも「件数2件」とありますが、ア・イだと1.5点にしかありません。アを2件で2点(満点)という解釈でよろしいでしょうか。 その考えであれば、統括管理責任者の業務実績もア若しくはイで2件あれば良いと考えてよろしいでしょうか。	アもしくはイに該当すれば評価します。 「b設計管理技術者の業務実績」ではアに該当する実績2件で2点となります。同様に「a統括責任者の業務実績」ではア若しくはイに該当する実績2件で2点となります。

参加表明・一次審査に関する質疑書

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
44	要求水準書 P10	延べ面積の約11,750㎡について上限値、下限値の設定はありませんでしょうか。また、可能であれば設定された面積の内訳をご教示ください。	延べ面積は11,000㎡以上とします。延べ面積の上限については定めませんが、募集要項に示す「提案上限価格」以内の価格で実現できるように提案してください。また面積の内訳は要求水準書 添付-1を参照してください。
45	要求水準書 P30, 36	環境保全性能評価の実施について。評価機関の認証を受ける必要はありますか。	不要です。
46	要求水準書 P30, 36	住民説明用資料の作成および支援について資料の内容、説明会の回数の目安をご教示ください。	住民説明の詳細は、受注者を含む関係者との協議によりますが、現時点では、基本設計の概要説明、工事計画の説明等を3回程度実施することを想定しています。
47	要求水準書 P33他	設計成果物について、基本段階、実施段階のそれぞれに工事費概算書がありますが、算定方法については受託者の提案する手法により算出するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書では「公共建築工事積算基準に準じて、工事費内訳書を作成する」としており、特に内訳構成や数量は、上記基準に沿って算出してください。ただし単価や共通費の算出はこの限りではありません。 なお本事業は、設計施工一括で契約しますので、契約時および契約以降は、本プロポーザルで提出いただく「提案価格」からの変動が追えるように見積っていただく必要がありますので、以下のことにご留意願います。 ・「提案価格」は、様式7-2～4に指定した科目・項目に沿って見積ってください。 ・募集要項14.(3)イにて「契約締結までに、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書」の提出を求めています。 ・以上のことから、提案価格の算出においても、仕様・内容と数量と単価を記載した細目の内訳明細が必要と考えます。
48	要求水準書 P39	意匠（総合）の成果物に（撤去図）とありますが、カッコ書きの理由をご教示ください。既設校舎などの撤去図他の分野にはありません。既設校舎の撤去に関する図面、積算の提出は不要であると考えてよろしいでしょうか。	撤去図のカッコ書きは誤りです。 （撤去図）→撤去図 に訂正します。 なお、解体撤去の設計・積算・図面は提出が必要であり、設計成果物としての図面の構成や工事費積算書等については、受注者との協議によるものとします。
49	要求水準書 添付資料3	JV内での役割分担に基づき、工事着手会議の主催者は施工者でも問題ないでしょうか。	役割分担では受注者としておりますので、受注者で判断してください。
50	要求水準書 添付資料3	JV内での役割分担に基づき、工事に関する質疑書・提案書の回答案作成は施工者でも問題ないでしょうか。	役割分担では受注者としておりますので、受注者で判断してください。
51	要求水準書 添付資料3	工事段階の付帯設備工事関連の「共有」とはどのような業務でしょうか。	付帯設備工事に関連する必要な情報を発注者から共有するという意味です。